

令和6年度

自動販売機設置事業者（福祉事業）

募集要項

鳥羽市では、鳥羽市運動施設の利便に資するため、自動販売機設置事業者（福祉事業）を募集します。参加される方は、この要項の各事項をご承知の上、お申込みください。

1	公募物件	・・・	1
2	目的	・・・	1
3	応募資格要件	・・・	1
4	自動販売機の設置条件等	・・・	1
5	応募申込の受付	・・・	3
6	設置事業者の決定等	・・・	3
7	契約方法に関する事項	・・・	3
8	その他	・・・	4
9	問い合わせ先	・・・	4

鳥羽市教育委員会

生涯学習課スポーツ推進係

電話 0599-25-1271

1 公募物件 設置施設

施設番号	施設名称	施設所在地	設置台数
1	鳥羽市民体育館サブアリーナ 1階ホワイエ	鳥羽市大明東町4-8	1台
2	鳥羽市武道館	鳥羽市大明東町 8-2	1台

2 目的

身体障害者福祉法第22条第1項の規定に基づき、鳥羽市民体育館サブアリーナ、鳥羽市武道館内に自動販売機を設置することを目的とする。

3 応募資格要件

次の要件を満たす個人又は団体に限り応募することができます。なお、設置事業者として決定した後に応募資格要件を満たしていないことが判明した場合は、設置事業者としての使用許可を取り消します。

(1) 鳥羽市に在住している個人又は鳥羽市に活動拠点を有する団体。

(2) 次のアからエまでのすべてを満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に該当しない者。

イ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその他反社会的団体及びその構成員でない者。

エ 身体障害者福祉法に定める身体障がい者である者。

4 自動販売機の設置条件等

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、市が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を賃貸する方法により行います。

また、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はありません。

(2) 貸付期間

令和6年5月1日から令和8年3月31日までとします。

(3) 使用料

無償とします。

(4) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。（※分電盤からの配線、コンセントの設置工事等全て設置事業者の負担

とします。)

また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。なお、市の電源を利用することができますが、その場合は、設置機器の年間消費電力量及び年間消費水量に応じて算出した光熱水費（年額）を年度毎に市が指定する納期までに別途一括納入してください。

(5) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。

ア 設置する自動販売機の外形寸法及びデザイン等を事前に市の承認を得た上で設置してください。

イ 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

ウ 500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 使用許可の条件を遵守し、光熱水費等の費用は期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、市の指示に従うこと。

エ 販売品目は、設置決定後、事前に市と協議を行うこと。

オ 販売価格については、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。

カ 設置事業者は、市が求めた場合、本件賃貸借に係る自動販売機の売上実績（売上個数、売上金額）を報告すること。

キ 災害時に現有機内在庫製品の無償提供を行える機能を有する自動販売機の設置に努めること（災害救援ベンダー）。

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器等の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するにあたり、据付面を十分に確認したうえで必要に応じて転倒防止策を講じるなど安全面を考慮し設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 設置の終了

やむを得ない理由により、契約期間の途中で自動販売機の設置を終了する場合は、終了する日の3か月前までに、市に対し報告を行うこと。

(9) 使用許可の取消及び変更

市が許可物件を、公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、許可の条件に違反する行為があると認めるとき又は市の指示に従わないときは、使用許可の全部若しくは一部を取消、又は変更することがあります。また、市の承認を得ずに用途を変更することはできません。

(10) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を市に請求することができません。

5 応募申込の受付

(1) 受付期間

令和6年4月1日（月）から4月15日（月）まで
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）
なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

(2) 受付場所

三重県鳥羽市大明東町1-6
鳥羽市教育委員会 生涯学習課 スポーツ推進係

(3) 申込みに必要な書類

- ①応募申込書（指定様式）
- ②設置する自動販売機及び商品のカタログ

(4) 応募方法

応募申込希望者は、受付期間内に応募申込書その他必要書類を受付場所へ提出してください。※持参に限ります。

6 設置事業者の決定等

(1) くじによる設置事業者の決定

応募申込者がそれぞれ2人以上あるときは、くじにより設置事業者を決定します。当該応募申込者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（審査事務に関係のない職員）が応募申込者にかわってくじを引き、設置事業者を決定します。その場合、くじの結果について異議を申し立てることができません。

(2) 結果の通知

結果については、設置事業者に決定した者に対してのみ文書にて通知します。

7 契約方法に関する事項

- (1) 別紙契約書により、契約書を作成するものとします。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (3) 貸付契約は申込者名義で行います。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

8 その他

- (1) 設置事業者の決定後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) 自動販売機設置の際は、安全管理に努めること。
- (3) 本要項に記載のないことについては、別途市が定めることとします。

9 問い合わせ先

三重県鳥羽市大明東町1-6

鳥羽市教育委員会生涯学習課スポーツ推進係 担当 松井・大田

電 話 0599-25-1271

F A X 0599-25-1263